

# 令和3年第3回農業委員会定例総会議事録

<b>開催年月日</b>	令和3年3月2日（火）	
<b>場 所</b>	大潟村役場二階『特別会議室』	
<b>時 間</b>	午後1時30分～2時47分	
<b>出席委員</b>	大 島 和 夫 会 長 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 宮 川 清 子 委 員 椎 川 健 一 委 員 小 林 信 之 委 員	土 井 博 文 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 橋 本 考 由 委 員 高 橋 忠 良 委 員 田 中 誠 悦 委 員 北 條 友 紀 委 員
<b>欠席委員</b>	佐 藤 友 能 委 員	
<b>出席した事務局職員</b>	薄 井 伯 征 局 長 宮 田 征 大 主 事	池 田 龍 成 主 査 武 田 聖 子 事務補助
<b>議事日程</b>	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事  【議案第11号・12号】 農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について  【議案第13号】 農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について  【議案第14号】 農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について  【議案第15号】 農用地利用集積計画案（令和3年第3号）の諮問に対し、意見を求める件について	

	<p>【議案第16号】 大潟村長に対する農用地の買入協議の要請について</p> <p>【議案第17号】 令和3年度農作業標準作業料金の設定について</p> <p>5. 閉 会</p>
<p>審 議 内 容 局 長</p>	<p>只今から、令和3年第3回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。</p> <p>本日、8番佐藤委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。長く厳しかった冬も3月に入り春っぽくなってきました。それと同時に農作業のほうも一気に始まる事かと思えます。コロナもいくらか減ってきた様な流れはありますが、一気に無くなるとはいかないようで、この先オリンピック等をひかえ大変な状況です。農家としても飲食業の状態がかんばしくなく、農産物のほうも先行き不透明でして早く今までの生活に戻れるようにと思うところであります。</p> <p>業務報告に移りたいと思います。</p> <p>2月12日JA会館に於いて、令和3年度農作業標準作業料金の設定に伴う農作業受託組合役員との打ち合わせ会がありました。本日の議題にもありますが、事前打ち合わせを行っております。この後に受託組合の総会がありまして、そちらに出席を予定しております。</p> <p>2月18日役場に於いて、令和2年度大潟村外周辺4市町農業委員会連絡協議会を行っております。昨年行った農地パトロールの状況を踏まえまして、各市町との打ち合わせを行っており、お願いをする所はお願いし進めてまいりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】 12番 小林 信 之 委員 13番 北 條 友 紀 委員</p>

会 長	議事日程についてお諮りいたします。議案第11号・議案第12号は関連がございますので一括上程してよろしいでしょうか。
委員各位	異議なし。
会 長	議案第11・第12号「農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
池田主査	議案第11号は農地適正管理の為の設定、議案第12号は経営移譲の為の設定です。 (議案第11号・12号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
橋本委員	議案11号の農地は複数に分けられています。全部貸人の農地ですか。本案件の貸借の場所は昨年と同じでしょうか。
池田主査	この農地は複数に分けられています。1筆であり全て貸人の所有地です。本案件の対象農地は昨年と同様の区画です。
橋本委員	本案件の対象外の区画の貸借の状況はどのようになっていますか。
池田主査	今回申請のあった区画以外は貸借はされておらず、試験栽培等が行われているようです。管理している所管が複数に分かれており、どの区画がどの所管で、どの様に管理されているかは把握していません。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。

会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第11号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第12号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第13号「農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
池田主査	議案第13号は農地適正管理の為の設定です。 (議案第13号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
田中委員	借人の申請事由は試験研究用圃場確保とありますが、どのような試験研究をされているのですか。
池田主査	農協青年部でタマネギの試験栽培に利用したいとの事でした。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。

会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第13号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第14号「農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
池田主査	議案第14号は贈与の為の所有権移転です。 (議案第14号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
宮川委員	議案14号に申請されている農地が次の議案15号の中でも申請されているのですが、どの様になっておりますか。
	休 憩 1:50 再 開 1:55
池田主査	申し訳ありません。議案15号で説明・訂正させていただきます。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第14号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手

会 長	<p>ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。</p>
会 長	<p>議案第15号「農用地利用集積計画案(令和3年第3号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
池 田 主 査	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業建設課の方から説明いたします。</p>
宮 田 主 事	<p>先ほど質問がありました件につきまして地番誤りにより整理番号3-78・3-79を取り下げさせていただきたいと思っております。大変申し訳ありません。</p> <p>整理番号3-68農地売買支援事業により、田4筆48,848㎡、対価総額59,218,600円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-69農地売買支援事業により、田2筆10,120㎡、対価総額6,075,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-70農地売買支援事業により、田5筆49,426㎡、対価総額54,927,600円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-71農地売買支援事業により、田2筆10,149㎡、対価総額8,119,200円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-72農地売買支援事業により、田2筆10,149㎡、対価無償、期間1年間の使用貸借権設定。</p> <p>整理番号3-73農地中間管理事業により、田12筆153,308㎡、10a 30,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号3-74農地中間管理事業により、田12筆153,308㎡、10a 30,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号3-75農地売買支援事業により、田5筆25,171㎡、対価総額15,000,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-76農地売買支援事業により、田5筆25,171㎡、対価年額425,000円、期間4年間の賃貸借権設定。</p>

整理番号3-77農地売買支援事業により、田2筆6,043㎡、対価総額3,600,000円の所有権移転。

整理番号3-80労働力不足により、田2筆9,913㎡、10a 20,000円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号3-81法人へ移行により、田6筆156,783㎡畑3筆1,813㎡、10a 6,600円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号3-82離農により、田1筆5,014㎡、10a 15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号3-83病気等による労働力不足により、田2筆9,946㎡、対価総額7,000,000円の所有権移転。

整理番号3-84病気等による労働力不足により、田2筆9,986㎡10a 15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号3-85病気等による労働力不足により、田2筆9,840㎡、10a 20,000円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号3-86耕作不便により、田2筆10,011㎡、対価総額5,750,000円の所有権移転。

整理番号3-87離農により、田1筆989㎡、10a 17,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号3-88離農により、田2筆9,936㎡、10a 17,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号3-89離農により、田2筆9,953㎡、10a 17,000円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号3-90離農により、田2筆8,185㎡、10a 17,000円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号3-91経営縮小により、田5筆27,316㎡、10a 17,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号3-92耕作不便により、田1筆4,988㎡、対価総額3,250,000円の所有権移転。

整理番号3-93離農により、田1筆1,010㎡、対価総額300,000円の所有権移転。

整理番号3-94離農により、田2筆10,088㎡、対価総額4,000,000円の所有権移転。

整理番号3-95離農により、田3筆11,014㎡、10a 30,000円、期間5年間の賃貸借権再設定。

	<p>整理番号3-96農地売買支援事業により、畑1筆501㎡、対価総額1,800,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号3-97農地売買支援事業により、畑1筆501㎡、対価無償、期間1年間の使用貸借権設定。</p> <p>整理番号3-98労働力不足により、田2筆49,179㎡、10a 33,000円、期間10年間の賃貸借権再設定。</p> <p>整理番号3-99労働力不足により、田5筆54,344㎡、10a 33,000円、期間10年間の賃貸借権再設定です。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
橋 本 委 員	整理番号3-96について、育苗用地と思われませんが、ハウス1棟分くらいの面積ですか。
宮 田 主 事	育苗用地の列の端にあり、道路を挟んで向かい合って2筆の配分を受けている所です。2筆合計面積は1農家配分1筆と同じくらいです。その一方の用地です。
	休 憩 2:19 再 開 2:22
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第15号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員 各 位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第16号「大湊村長に対する農用地の買入協議の要請について」上程いたします。事務局より説明いたします。

池田主査	議案第16号の議案書に基づき説明。
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
委員各位	なし。
会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第16号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第17号「令和3年度農作業標準作業料金の設定について」上程いたします。事務局より説明いたします。
池田主査	先日行われた農作業受託組合と農業委員会の事前打ち合わせで出された意見を踏まえたものになっております。変更箇所については資料NO.1で表しておりますが、農作業料金ではオペレーターの単位が時間となっていたのを1時間と致しました。麦・稲・豆刈取りの備考に圃場条件を付け加えております。表の上の前提条件①にも圃場条件が書かれておりますが、委託者と受託者が料金を協議する際の念押しの為に表記した方がいいとの意見があり、表記いたしました。機械賃貸料金については、ロータリーとドライブハローの単位を「1日」から「10a」に変更し、料金を「1,100円」と致しました。他の機械の単位と統一しました。面積単位の方が柔軟に対応出来るのではないかとということが理由です。ドライブハローについては単価で計算しますと昨年よりあがっておりますが、昨今機械の性能が向上し、価格が上がっていることも踏まえての料金といたしました。
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。

高橋委員	刈取りの際に草で難儀したと言う話を聞いたことがあるので、前提条件①に「倒伏度合」と「雑草繁茂度合」を追加して共通にしたらどうでしょうか。麦・稲・豆刈取り備考には「圃場条件によって加算を考慮」と入れてもいいと思います。
土井職務代理	その方がいいのではないのでしょうか。
会長	他にご意見ございませんか。
田中委員	「圃場条件」と「圃場状態」とで表示が分かれておりますが、「条件」・「状態」はどちらかに統一したほうが良いのではないのでしょうか。
池田主査	前提条件①の「圃場条件」と書かれている所を「圃場状態」とし、括弧内に詳細を示したいと思います。
会長	他にご意見ございませんか。
橋本委員	機械賃貸料金のトラクターについては単位が1日となっておりますが、8時間を超えた時には割りかえして加算する考え方なのか、1日単位でしか考えてないのか教えてください。トラクターだけ1日単位表記なのは何故か教えてください。
池田主査	双方協議の目安としての料金表ですので、半日で計算してもいいですし、柔軟に対応して頂ければと思っております。
会長	他の作業機は何をするのか仕事が明確なのですが、トラクターについては何をするのかは作業機に付随する物によって異なるので時間が読めないことから「1日」と表記するのがいいのかな、ということです。
会長	ご意見ございませんか。
委員各位	なし。

会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第17号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。